

災害対策基金の設置及び管理運営に関する要綱

(目的)

- 1 全日本私立幼稚園連合会（以下「全日私幼連」という。）は、全日私幼連の会員である私立幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）が天災その他で災害を受けた場合（慶弔規程第15条参照）に災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給をするため、災害対策基金（以下「基金」という。）を設置して、その管理運営を行うものとする。

(基金の設置)

- 2 全日私幼連は、特別会計の災害積立金として基金を設置するものとする。

(基金の積立額)

- 3 基金の積立額は、当面1億円を限度として、その金額に達するまで、毎年度、次に掲げる資金により積立を行うものとする。
 - (1) 特別会計の災害積立金
 - (2) 賛助金、寄附金等の収入
 - (3) 基金の果実収入

(基金の管理運営)

- 4 基金の運営は、以下の各号により行うものとする。
 - (1) 基金の管理運営は、災害対策委員会（以下「委員会」という。）を設けて行うものとし、その委員には、会長、副会長、総務委員長及び専務理事をもって充てるものとする。
 - (2) 委員会の開催は、会長が必要と認める場合に招集するものとする。ただし、委員会は、委員がやむを得ない事情により出席できないときは、出席した委員によって会議を開催し、所要事項を決定するものとする。
 - (3) 基金の経理は、その他の経理と区別して行うものとする。
 - (4) 基金の支出は、第1項の目的を達成するため、被災の状況に応じ、死亡した園児又は教職員への見舞金、被災した私立幼稚園に対する見舞金又は当該都道府県私立幼稚園団体（以下「当該都道府県団体」という。）の初期対応に必要な経費について行うものとする。
 - (5) 前号の支出は、激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）等が適用された災害及び私立幼稚園の被害額の大きな災害で委員会が認めた場合に行うものとする。
 - (6) 基金の管理運用は、安全、確実かつ有利な方法により行うものとする。

(見舞金の支給額)

- 5 見舞金の支給は、以下の各号により行うものとする。
 - (1) 見舞金の支給額は、次の区分により委員会が決定した金額によるものとする。
 - ① 死亡した園児又は教職員への見舞金 1人あたり10万円
 - ② 被災した私立幼稚園に対する見舞金 次に定める額

被害額		見舞金の額
100万円以上	300万円未満	10,000円
300万円以上	500万円未満	30,000円
500万円以上	1000万円未満	50,000円
1000万円以上		100,000円

- ③ 当該都道府県団体の初期対応活動費 1団体あたり50万円を限度
- (2) 委員会は、災害の発生後、速やかに当該私立幼稚園及び当該都道府県団体等から被害状況等の報告を受け、当該地区会会長及び当該団体長の意見等を聴いて当該私立幼稚園及び当該都道府県団体等に対する支給額を決定するものとする。
- (3) 前項の支給額は、当該都道府県団体を通じて支給するものとする。

(基金の補填)

- 6 全日私幼連は、基金の支出があった場合において、資金が著しく不足すると思われるときには速やかに所要の補填策を講ずるものとする。

(報告)

- 7 基金の管理運営については、その実施状況を総会等に報告するものとする。

(その他)

- 8 この要綱に定めのない事項は、委員会が必要に応じて別に協議するものとする。

附 則

- ・この要綱は、平成9年11月18日から施行する。
- ・この改正要綱は、平成14年5月29日から施行する。
- ・この改正要綱は、平成16年9月13日から施行する。
- ・この改正要綱は、平成20年9月2日から施行する。